

表1

各会計決算の状況

(単位：万円)

会計区分		予算現額	決算額			
			歳入額	歳出額	歳入歳出差引額	
一般会計		37億1,943	36億6,710	36億4,709	2,001	
特別会計	知的障害者福祉事業	4億1,734	4億836	4億836	0	
	自動車学校事業	4,208	4,689	3,914	775	
	国民健康保険事業	2億9,111	2億8,676	2億8,017	659	
	老人保健事業	3億3,706	3億3,605	3億3,599	6	
	水道事業	1億202	1億148	1億142	6	
	下水道事業	1億3,674	1億3,634	1億3,625	9	
	介護保険事業	1億9,993	1億9,470	1億8,659	811	
計		15億2,628	15億1,058	14億8,792	2,266	
公営企業	国民健康保険病院会計	収益的収支	5億6,139	5億838	5億3,587	▲2,749
		資本的収支	3,313	3,313	4,191	▲878
合計		58億4,023	57億1,919	57億1,279	640	

表2

財務指数（普通会計）

(⑧を除き単位：%)

項目	年度			一般的な数値目標
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
① 経常収支比率	87.6	85.6	87.0	
② 公債費比率	19.1	22.9	23.3	
③ 公債費負担比率	30.5	33.9	32.8	15%以下
④ 起債制限比率(単年度)	13.8	18.3	18.8	
⑤ 起債制限比率(3ヵ年平均)	14.2	15.6	17.0	13%以下
⑥ 実質公債費比率(単年度)	27.6	27.4	30.3	
⑦ 実質公債費比率(3ヵ年平均)		26.0	26.5	18%以下
⑧ 財政力指数	0.121	0.121	0.124	

※普通会計とは、一般会計に知的障害者福祉事業特別会計、自動車学校事業特別会計を加えたものであり、それ以外の会計は含まれません。

※⑥⑦実質公債費比率は、基本的には分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。従来と異なるのは、分子の元利償還金に下水道や簡易水道、病院など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合等の公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入している点です。本年度決算から地方債の元利償還金に準ずるものとして「一時借入金の利子」及び「公営企業償還額」が新たに含まれて算定されることになりました。

表3

公債（町債）借入残高の状況

(単位：万円)

区分	平成17年度末	償還額	借入額	平成18年度末
一般会計	84億2,380	8億9,857	5億3,110	80億5,633
水道事業特別会計	8億537	4,980	-	7億5,557
下水道事業特別会計	11億4,836	7,370	4,650	11億2,116
国民健康保険病院事業	2億7,142	2,386	670	2億5,426
合計	106億4,895	10億4,593	5億8,430	101億8,732

**決算審査
特別委員会
主な質疑**

**姉妹町との交流隔年に
三輪車むかで競争大会見直しを**

一般会計歳出

総務費

Q 柳澤委員

広報広聴活動で、公共施設見学会を計画していたが実施できなかった理由は？

A 米屋総務課長

一般町民が見学する機会が少ないということ、施設見学を実施してきたが、実際には庁舎建設以後行っていない。今後対象者、場所、日時等どのようにすべきか担当者に指示をしている。

Q 柳澤委員

いきいきふるさと推進事業で子育てに対して祝いの贈呈や支援を行っているが、こども館でも子育て支援を行っているの、一緒に行うことによって効果が上がると思われるが如何か。

A 米屋総務課長

こども館、図書室と連携をとって行っている。

Q 東海林委員

町の財政が大変な時に三輪車むかで競争大会（トライサイクルグランプリ大会）の補助金として、55万円を出しているが、この大会に代わるものも考えることも含めて、その事業効果を町はどう判断しているのか何う。

A 米屋総務課長

補助金の事業効果については、いろいろな考え方があり、出しすぎで

はないかという指摘もある。総合計画の後期分のローリング等もあるの、これから検討を重ねたい

Q 東海林委員

昨年度、防災費の防災会議を実施しなかったのは何故か。

A 米屋総務課長

防災会議は、私どもの怠慢でできなかった。反省している。

Q 本多委員

広島県大崎上島町交流推進事業への参加者が減っている。昨年参加した7人の中には随員の職員も含まれているのか。再募集により、一人で2回、3回と参加する人もいると聞く。この事業の効果、成果をどう考えているか伺いたい。

A 野邑町長

昨年度は、町民7名と町職員2名が参加した。7名のうち2回目がい名いた。大崎上島町と協議をして今年からは隔年で実施することになり、19年度は休み、20年度に実施をする方向性で進んでいる。

Q 石神委員

町単費の政策予算である「一流の中頓別づくり推進事業」は、数年前に発足しているが、一つも応募事業がなかった。その原因について、一つはPR不足、もう一点は制度の使い勝手が悪いと言うことを指摘してきた。手続きを簡略にして、使いや

すくすべきではないか。

A 米屋総務課長

PR不足も確かにあるかと思う。今後においてはPRも含め、どのような制度にするか再度検討したい。

Q 柳澤委員

団塊の世代を対象とした定住促進対策事業で、数名の体験者がいると聞いているが、2年目の今年、期待された効果はあがっているか。

A 小林総務課参事

今年は、2週間の滞在が3組、50日間の滞在の方が1組、さらに短期で何日間か過ぎて将来移住を考えたという方もいた。しかし、滞り時期が重なり、3組ほど断っているという状況である、今後は、滞在施設の問題等が課題として残るが、長期滞在ということも含めて可能性は益々広がっていくものだと感じている。



長期滞りが終わり 再会を約束

Q 本多委員

訪問サービス事業について、一人暮らしのお年寄りの世帯を訪問員が訪問するということが、基準はあるのか。

A 竹内保健福祉課参事

訪問サービス事業は社会福祉協議会に委託をして行っている。訪問先の選出は、社会福祉協議会の方で調査をしながら進めている。現在、社会福祉協議会と協議をしながら、他の地区でも訪問員を置いてサービスができないか協議を進めている最中である。

Q 本多委員

一人暮らしのお年寄りが中頓別でも増えている。近年、一人暮らしのお年寄りが自宅で倒れ、しばらくの間発見されなかったこともあったと聞いている。

本人の希望する、しないはともかく、町全域で、ボランティア活動を含めた見守り活動というのは重要だと思ふ。全域できめ細かく実施されるよう検討してはどうか。

A 竹内保健福祉課参事

今後、そのように検討したい。

Q 柳澤委員

今の答弁について、検討する余地はないと思ふ。一人暮らしのお年寄りがいるところは、確認に行くのが大前提でないといけない。希望する人の所だけ行くということとは、どうかと思ふ。もし、訪問していないと

すべての高齢者見守る体制の実現を 運営コスト削減できるか認定こども園

ころがあるとしたら、早急に社会福祉協議会と協議して、すぐにでもまわるようにすべきではないか。

A野邑町長

高齢者、身体の弱い方々については、通報システムの設置をお願いしている。町内で36箇所くらい通報システムを設置しており、今後継続していきたいと思う。

そこから外れるような方々は、やはり訪問をしたなかで安否確認をしてもらうという、二段階方式が良いと思う。高齢化率が高くなっているので、そういう面での配慮を今後検討していく必要がある。

Q本多委員

孤独感、不安感は、今一人暮らしでない人には想像もつかないものだと思うので、機械の活用と実際の訪問の両方で、全高齢者に適用するようにはすべきではないか。

A野邑町長

訪問サービスの関係で、今、行政が社会福祉協議会に委託をして実施しているが、今後一歩進んで、それぞれの地域の自治会等をお願いをする形をとっていく必要性があると思う。そういう意味で担当の方で自治会、連合会等の役員等に相談をしながら1年でも早く地域の独居老人または老人世帯の人たちに対する安否

確認やお世話ができないか自治会と相談をしながら進めたいと考えている。

Q東海林委員

身体障害者・高齢者スポーツ大会の開催周知をどうしているか確認したい。

A竹内保健福祉課参事

身体障害者については身体障害者福祉協会長宛に文書でお願いしている。天北厚生園等施設については施設長に、高齢者については、老人クラブ連合会にお願いをして各地区の役員さんにとりまとめをしてもらい、報告してもらおう形をとっている。

Q東海林委員

身体障害者は当町に170人程度いるということだが、身体障害者福祉協会のメンバーは40人くらいで、大多数の人は知らされていないということになる。

老人クラブ連合会に入っていない人は、まだたくさんいるはずで、その人たちは知らされていない。老人クラブに入っていないから参加できないという方もいるがどう思われるか。

A竹内保健福祉課参事

老人クラブ連合会に加盟していない高齢者について漏れているということは痛感している。今後、旬報等を通して住民に周知すると同時に老

人クラブ連合会に各地区で会員になっていない方も出来るだけ勧誘してもらおうとお話を持っていきたくて考えている。

Q石神委員

こども館の運営は、2千5百万円の赤字であり、財政難のなかで、大変な問題の一つと思う。その要因はほとんどが正職員だと言うことでやむを得ない部分もあるが、しかし、財政がこれだけひっ迫してくれば何とかしなくてはならない。中長期行財政運営計画では、将来民営化にするという文言があるが、それを少しでも早めなければ財政破たんするのではないか。認定こども園になって多少、コスト的に改善される部分があるのかどうか、来年度予算に密接に関係があるので伺いたい。

A平中こども館長

今年4月から認定こども園として新たに運営をはじめたばかりである。コスト的には18年度はご指摘のような結果になっているが、職員数の減をはじめ、コスト削減を今現在も実施しているところであり、19年度に向けての少しでもコストが削減できるように努力している。

A野邑町長

18年度の不足(赤字)については使用料が国の基準の今現在65%に設定されており、収入が減少している

ことにも一部原因がある。認定こども園になって、こどもたちに適正な食育、栄養管理を行うため正職員で給食部門にいた職員を異動させ、栄養士の資格を持った臨時職員に替えている。

そういう努力を19年度に行っており、国からの交付税が18年度と同額であればおそらく2千万円前後の不足額になると思う。また、今後、職員の配置等についても、異動も視野に入れ経費の削減を図っていく。

本町はこどもたちのために大きな財源を使っているわけではないが、全体的な見直しを進めていきながら経費の削減を図り、少ないこどもたちを立派に育てていく一つの館として今後も充実を図っていききたい。

Q石神委員

保健予防事業の効果があれば、医療費が下がるのが当然と思う。だが、総医療費で当町の場合は17年度の全道平均より9万近く高い。前年と比較しても2万8千円も高くなっている。予防事業の効果が出ているのではないか。

保健師の指導のあり方で、みんなを集めて行う事業も良いが、医療費の低い町村の話によると訪問指導の方が効果が上がるといっている。この町の人口で、保健師が4人という

在宅者のために保健師訪問の充実を エゾシカ駆除しやすい環境に

のは、非常に恵まれていると思う。人を集めて事業をするよりも訪問に力を入れた方が予防の効果が表れるのではないかと。効果が出なければ事業評価ができないのではないかと。

A 奥村保健福祉課長

予防事業の効果をどこで判断するかというと、医療費に求めるものもあるが、保健事業イコール医療費の削減がすべてではないと考えている。訪問については、現在、各保健師が地域を担当して行っており、問題があるところについては個別訪問も行っている。それなりの対応はしてきていると考えている。

今後どのような対応をしていくか検討していかなければならないと考えている。

Q 柳澤委員

保健事業に参加できるうちはいいが、できなくなると、病気をしたり動けなくなったりする。

参加しなくなった人たちのところへ様子を見に行く、血圧を測りに行くということが健康を維持する要になる。訪問することにウエイトを置くというのはそういうことだと思っ。検討することではなくて早急に取り組むべきではないか。

A 奥村保健福祉課長

検討していきたい。

Q 本多委員

南宗谷衛生施設組合の負担金も大きいですが、ごみ処理事業にかかる費用がかなりの金額になっていると思う。ごみの減量化を図る循環型社会への転換を目指して取り組みを進めているということだが、どのような取り組みを進めてきたのか伺いたい。

A 奥村保健福祉課長

平成7年から容器包装リサイクル法に基づいて「燃えるごみ」、「燃えないごみ」あるいは「危険ごみ」等の分別収集を行ってきており、分別の状況についても徹底されてきている状況である。

現在、燃えるごみの中にプラスチック系のリサイクル法の適用ごみも含まれていることから、それらの対応を今後どうするか大きな問題となっている。町として今後の対応を検討していきたいと思う。

ごみの減量化のため、自治体としては、ごみを如何に分別して出しているかということが最大の目的になるが、問題は各企業や商店での過重包装等にある。ごみ減量化のPRも含めて、今後、脱過重包装等の協力を求めていく方法があると考えている。

Q 柳澤委員

有害鳥獣駆除の問題で、猟友会ではエゾシカをしとめることはできるが、死がいを最終処分するところがない。撃ちたいが、その後の処理に

困るのでエゾシカの駆除がやりづらいつと聞いた。残し処理の現状はどうなっているのか伺いたい。

A 柴田産業建設課長

平成18年度、エゾシカの駆除は道許可であり、申請段階では、被害が出た場合の許可と頭数の制限のための許可の2つがある。本町としても頭数調整として許可を頂いた。許可条件の中では、エゾシカを山林等で捕獲した場合はそこに埋設処理をしておけるということで、18年度までは、農地の中でも一応埋設可という形で捉えていた。

これまで処分する方法としては、埋設または道北操業に処分を依頼する形で許可基準をクリアしてきた。

今年度に入り、許可基準を道に問い合わせたところ、農地等で捕獲した場合は搬出できる範囲に当り、移動が必要になった。その場に埋めると一般廃棄物扱いになるということで、農地の中には埋設できないことになった。

そこで道北操業に一般廃棄物処理施設の許可を道から取ってもらい処理する方法を検討している。

そのための経費がかかるため、農協にも協力をお願いしている。中山間の直接支払い制度の中に有害鳥獣の対策を組める項目もあるので、活用できないか相談している。

Q 柳澤委員

道北操業の処理施設の許可が出るまでは、エゾシカの処分ができない状況ということか。地方分権の中で道の許可権限を市町村にという話が新聞でも報道されていたが、有害駆除の許可も権限委譲対象になるのではないかと。

A 柴田産業建設課長

町が権限委譲を受けているのは、カラス、狐、鳥類でも土鳩であり、大型獣のヒグマやエゾシカについては権限委譲の範囲に入ってきていない。

早急に道北操業に一般廃棄物処理施設の許可をとってもらえるように町も全力で農協と協議をしている。道北操業については、一般廃棄物処理施設の基準が整っているので許可は出すとの回答を宗谷支庁からいただいている。



姿は愛らしいエゾシカだが...